

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	ものづくり振興課	整理番号	3-4-9
許認可等の種類	保安教育計画の認可			
根拠法令条例等・条項	火薬類取締法第29条第1項、第4項及び第5項			
許認可等の概要	火薬類の製造業者販売業者及び指定を受けた消費者は、保安教育計画を定め認可を受けなければならない。 (最終) 知事 (専決) ものづくり振興課長 (委任) 地域振興局長、市長又は広域連合長			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	1 火薬類取締法及び火薬類取締法施行規則による。 2 長野県商工部長通知による。 (1)火薬類を消費する者に係る保安教育計画の認可について。 (昭和51年12月20日付け51工第407号)			
基準の制定根拠	法令、通達に基づく基準			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	15日(経由機関(地域振興局)10日、処分庁5日)			
期間の制定根拠	過去の実績			